



第63回

# 定時株主総会招集ご通知



2024年3月25日(月曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館1階 大ホール  
※末尾の「定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。



第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

証券コード 6540  
2024年3月5日  
(電子提供措置の開始日 2024年3月1日)

東京都港区芝浦一丁目2番3号

株式会社 船 場

代表取締役社長 八嶋大輔

株 主 各 位

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「2024年第63回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

### ●当社ウェブサイト

<https://www.semba1008.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>



電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも同じ内容で掲載しております。

### ●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「船場」又は「コード」に「6540」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

### ●ネットで招集ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/6540/>



当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面で議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2024年3月22日（金曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

---

記

---

1. 日 時 2024年3月25日(月曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館1階 大ホール
3. 会 議 の 報告事項 1. 第63期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結  
目的事項 計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査等委員会の第63期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - この「招集ご通知」又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
  - 会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、この「招集ご通知」冒頭に記載しております各ウェブサイトアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に株主総会参考書類の記載を含む書面をお送りしております。事業報告、連結計算書類及び計算書類につきましては、この「招集ご通知」には記載しておりませんので、前頁に記載の各ウェブサイトをご覧ください。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしております。したがって、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - 株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

## 事前質問について

- 株主の皆様からの、第63回定時株主総会への事前のご質問を受け付けいたします。株主の皆様のご関心の高いと思われる事項につきましては、本株主総会の質疑応答の時間に取り上げさせていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。



### 事前質問受付URL

当社ウェブサイト <https://forms.office.com/r/VzfjEicWSM>



### 受付期間

2024年3月5日（火曜日）午前0時から2024年3月13日（水曜日）午後5時まで

## 第63回定時株主総会ライブ配信及び終了後のオンデマンド配信について

第63回定時株主総会の模様を「Microsoft Teams」を利用してライブ配信いたします。このライブ配信は一般公開で行い、どなたでも視聴することができます。詳細につきましては、準備が整い次第、インターネット上の当社ウェブサイトのIR情報ページ（以下「IR情報ページ」といいます。）からご案内しますので、ご視聴される方は、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ライブ配信をご覧になることは、会社法上株主総会への出席とは認められず、この視聴を通じて株主様に認められている質問、議決権行使や動議は行うことができません。株主総会に出席せず、ライブ配信のみをご視聴予定の株主様は、行使期限にご留意いただいた上で、インターネット又は書面により、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ご使用のパソコンなどの端末環境（機種・性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、速度接続等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信機器類やインターネット接続料、通信料金等の一切の費用は、各株主様のご負担となります。
- ライブ配信の音声データを公開・転載・複製し、第三者に提供することを禁止いたします。
- ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の諸事情により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。ライブ配信を行わない場合又は変更がある場合は、IR情報ページにてお知らせします。
- 株主総会終了後には、IR情報ページにて株主総会の議事進行動画をオンデマンドで配信いたします。ライブ配信を見逃した方はオンデマンド配信をご視聴ください。



### IR情報ページURL

当社ウェブサイト <https://www.semba1008.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>



# 議決権行使についてのご案内

## インターネットによる 議決権行使の場合



行使期限

2024年3月22日  
(金曜日)  
午後6時まで

「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、行使期限までに行ってください。

詳細は次頁をご覧ください

## 書面(郵送)による 議決権行使の場合



行使期限

2024年3月22日  
(金曜日)  
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着**するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 株主総会にご出席 される場合



株主総会日時

2024年3月25日  
(月曜日)  
午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。(受付開始は午前9時を予定しております。)



## 「招集ご通知」をインターネットで簡単・便利に 「ネットで招集」のご案内

アクセスはこちら▶  
<https://s.srdb.jp/6540/>



### 「ネットで招集」とは

「ネットで招集」にアクセスいただくと、スマートフォンをはじめ様々なデバイスで「招集ご通知」を、ご覧いただけます。

### スマートフォンでの議決権行使もできます

「ネットで招集」トップページ右上の「議決権行使」ボタンを押すと、お手持の端末のカメラを起動いただけます。カメラで議決権行使書用紙のQRコードを撮影すれば、スマートフォンで議決権行使ができる画面にアクセス可能です。



「ネットで招集」トップ画面

# インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 | 2024年3月22日（金曜日）午後6時まで

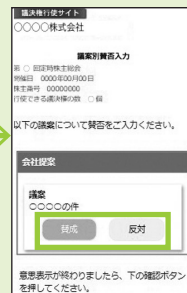
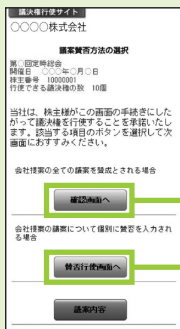


## スマートフォンでQRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、  
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。
2. 議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。
3. 画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

議決権行使書副票（右側）



画面の案内に従って  
行使完了です

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、次頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

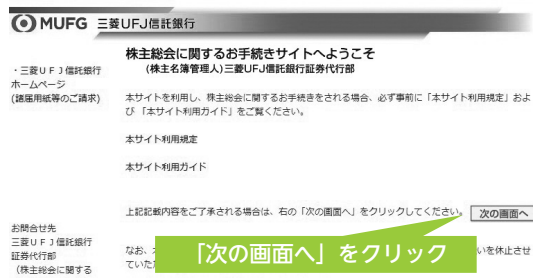
機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申込みされた場合、株式会社ICJが運営する機関投資家向けの「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

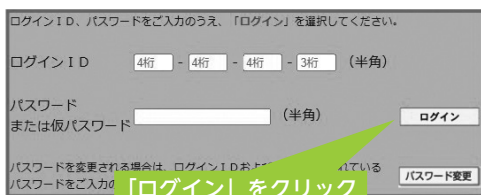


# パソコンからログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



## 2. お手元の議決権行使書用紙の 副票 (右側) に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否を  
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufig.jp/>



### ご注意事項

- ※1 インターネットによる議決権行使は、2024年3月22日(金曜日)の午後6時まで受付いたします。
- ※2 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※3 インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際しての費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。

### 【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

**0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定しております。また、本議案に関し、監査等委員会は、当社の企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

取締役候補者は次のとおりであります。

#### 【参考】候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1 再任	八 嶋 大 輔 (やしま だいすけ)	代表取締役社長	14回／14回
2 再任	栗 山 浩 一 (くりやま ひろかず)	取 締 役 会 長	14回／14回
3 再任	栗 山 茂 (くりやま しげる)	取 締 役	14回／14回
4 再任	秋 山 弘 明 (あきやま ひろあき)	取 締 役 員 執 行 役 員	14回／14回



# 株主総会参考書類

候補者  
番号

1

やしま だい すけ  
八 嶋 大 輔

再任

生年月日

1961年9月3日 満62歳

取締役在任年数

6年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回／14回

所有する当社の株式数

67,400株

## 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 三井物産株式会社 入社  
2004年 8月 同社 ブランドインポート部 室長  
2005年10月 台湾三井物産 ライフスタイル部長  
2011年 8月 三井物産株式会社 ファッションビジネス事業部長  
2015年 6月 同社 コンシューマーサービス本部 本部長補佐  
2016年 8月 Tainan Enterprises CO.,LTD.出向  
Vice President and Chief Strategic Officer  
2018年 3月 当社 取締役副社長  
2019年 1月 当社 代表取締役社長（現任）

## 重要な兼職の状況

特になし

## 取締役候補者とした理由

八嶋大輔氏は、総合商社にてファッション・アパレル事業の分野を中心に、事業部門の責任者として長きにわたり活躍し、2018年に当社へ入社後、2019年に代表取締役社長に就任して以来、当社及び当社グループを牽引し、経営全般においてその役割・責務を果たしております。引き続き同氏の国内外での豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映させるべく、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2

くり やま ひろ かず  
栗 山 浩 一

再任

生年月日

1962年5月14日 満61歳

取締役在任年数

34年11か月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回／14回

所有する当社の株式数

836,183株

## 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 当社 監査役  
1989年 4月 当社 取締役  
1994年 2月 当社 常務取締役  
1997年 5月 当社 代表取締役副社長  
2001年 5月 当社 代表取締役社長  
2019年 1月 当社 取締役会長（現任）

## 重要な兼職の状況

特になし

## 取締役候補者とした理由

栗山浩一氏は、当社入社以来、経営に従事し、監査役を経て取締役に就任後は商環境創造事業や経営全般に関する経験と知識を広め、2001年に代表取締役社長に就任し、当社及び当社グループの経営全般を統括してまいりました。2019年の取締役会長就任後も引き続き当該グループ経営の長年にわたる幅広い経験と見識を当社の経営に反映させるべく、取締役候補者となりました。

# 株主総会参考書類

候補者  
番号

3

くり やま しげる  
栗 山 茂

再任

生年月日

1968年1月7日 満56歳

取締役在任年数

26年10か月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回／14回

所有する当社の株式数

311,183株

## 略歴、当社における地位及び担当

1991年5月 当社 監査役  
1997年5月 当社 取締役  
2005年4月 ノンスケール株式会社 代表取締役社長  
2020年1月 当社 取締役 デザイン担当（現任）  
ノンスケール株式会社 取締役会長（現任）

## 重要な兼職の状況

東京造形大学 特任教員

## 取締役候補者とした理由

栗山 茂氏は、当社入社以来、経営及び設計・デザイン業務に従事し、海外での業務経験を経て1997年に取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する経験と知見を広め、当社及び当社グループ国内外における設計、デザイン業務を推進しております。当該国際的な設計・デザイン分野における豊富な経験と見識を当社の経営に反映させるべく、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

4

あき やま ひろ あき  
秋 山 弘 明

再任

生年月日

1967年3月22日 満57歳

取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回／14回

所有する当社の株式数

27,988株

## 略歴、当社における地位及び担当

1989年4月 当社 入社  
2016年1月 当社 経営企画室 部長  
2019年10月 当社 執行役員 経営企画部長  
2020年7月 当社 執行役員 経営企画・財務経理担当  
2022年1月 当社 執行役員 経営企画・財務経理・PR担当  
2022年3月 当社 取締役 執行役員 経営企画・財務経理・PR担当  
2024年1月 当社 取締役 執行役員 コーポレート担当（現任）

## 重要な兼職の状況

特になし

## 取締役候補者とした理由

秋山弘明氏は、当社入社以来、コーポレート部門を中心にキャリアを重ね、2009年より本社管理本部にて、財務・経理、経営企画業務に従事し、2016年の東京証券取引所市場第二部への新規株式公開並びに翌年の第一部への市場変更に関し、経営企画部長として上場業務を中心的に推進してまいりました。また、国内外グループ会社の監査役を歴任するとともに、コーポレート担当執行役員として、当社及び海外を含めた全ての当社グループ会社の経営管理に従事しております。経営管理における豊富な経験と知見を当社の経営に反映させるべく、取締役候補者となりました。

## 株主総会参考書類

---

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 栗山浩一氏は、当社の親会社等であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「[4](#)会社役員に関する事項」に記載のとおりです。各取締役候補者は、当該契約の被保険者に含まれており、各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
4. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
5. 取締役候補者の専門性（スキル）等は、スキルマトリックスをご参照ください。

# 株主総会参考書類

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の松尾美香氏が任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により決定しており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

まつ お み か  
松 尾 美 香

再任 社外

生年月日

1961年5月29日 満62歳

社外取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回／14回

監査等委員会への出席状況

16回／16回

所有する当社の株式数

0株

### 略歴、当社における地位及び担当

- |         |  |
|---------|--|
| 1987年7月 | シティバンク、エヌ・エイ グローバル コンシューマー バンク ジャパン<br>クオリティディレクター&オーガニゼーションラニングディレクター                   |
| 2001年9月 | JP モルガン・チュース アジアパシフィック マスターブラックベルト シ<br>ックスシグマ ソリューションズ                                  |
| 2002年8月 | 株式会社東京スター銀行 人事部長   |
| 2008年8月 | ムーディーズ・ジャパン株式会社 ヘッドオブアジアパシフィック ヒュー<br>マンリソース 兼 シニア・バイスプレジデント                             |
| 2010年4月 | 株式会社東京スター銀行 執行役 チーフオブスタッフ  |
| 2011年9月 | チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIG ジャ<br>パン・ホールディングス株式会社) 執行役員 兼 チーフ・ヒューマン・<br>リソース・オフィサー |
| 2018年1月 | AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員 兼 チーフ・<br>ヒューマンリソース・オフィサー                                  |
| 2020年2月 | アサヒグループホールディングス株式会社 顧問(現任)   |
| 2021年3月 | 株式会社CAC Holdings 社外取締役(現任)   |
| 2022年3月 | 当社 社外取締役 監査等委員(現任)   |

### 重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス株式会社 顧問

株式会社CAC Holdings 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

松尾美香氏は、グローバルに展開する金融機関等において、企業改革、組織再編の責任者を歴任し、特に人事部門を中心とした豊富なマネジメント経験と幅広い知見を有しており、当社が重要課題として位置づける人財開発をはじめとした人事領域の意思決定に際して、的確な助言・提言をいただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。経営環境の著しい変化のなかで、同氏にはグローバルな視点から当社の企業文化、企業組織の変革に貢献いただくとともに、中長期的な株主価値、企業価値を向上させるため、独立した立場から当社の経営を監視・監督いただくことを期待しております。

## 株主総会参考書類

- (注) 1. 松尾美香氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松尾美香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社では、独立社外取締役は会社法上の要件に加え、東京証券取引所に定める独立役員の独立性判断基準を満たす者を候補者として選定することとしています。当社では、松尾美香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と松尾美香氏は、会社法第427条第1項に規定する、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社は松尾美香氏と同内容の責任限定契約を継続する予定です。責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。  
(責任限定契約の内容の概要)  
在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役を免責するものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「[4](#) 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。松尾美香氏は、当該契約の被保険者に含まれており、同氏の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
6. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
7. 監査等委員である取締役候補者の専門性（スキル）等は、スキルマトリックスをご参照ください。

# 株主総会参考書類

## ご参考

### 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の選任と指名の方針・手続

取締役候補者の選定に際しては、当社の事業領域に関する豊富な経験や広範かつ専門的な知識を有し、適切かつ迅速な意思決定と職務遂行能力等を勘案して決定する方針であります。

社外取締役候補者の選定に際しては、取締役の職務執行を監査又は監督するための豊富な経験、財務・会計・経営・マーケティングに関する知見等、当社の事業領域に関する知識等を勘案して決定する方針であります。

### スキルマトリックス

本総会の第1号議案及び第2号議案が原案どおりに承認可決された場合、現任の取締役を含めた各取締役のスキル等は以下のとおりとなります。

		スキル									指名報酬委員会
		企業経営/ 経営戦略	ESG (環 境・社会・ ガバナンス)	事業/ 業界経験	国際経験	財務会計	DX・IT	人財開発	リスクマネ ジメント/ 法務	マーケティ ング/PR	
取締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	八嶋 大輔 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	●	●	●	●		●	●	●	●	●
	栗山 浩一 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	●		●			●		●		●
	栗山 茂 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	●		●	●						
	秋山 弘明 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	●	●			●			●		
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	甲斐 太 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">現任</span> <span style="background-color: #444; color: white; padding: 2px;">社外</span>	●			●	●			●		●
	松尾 美香 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #444; color: white; padding: 2px;">社外</span>	●	●		●			●			●
	清水 一身 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">現任</span> <span style="background-color: #444; color: white; padding: 2px;">社外</span>	●	●			●	●		●		●

- (注) 1. 上記は、各氏の経験、能力、知見などを踏まえて、当該取締役に特に議論への貢献を期待する領域を示したものであり、各人の所有する全てのスキル経験、能力、その他の知見や業績を表すものではありません。
2. スキルのマッピングは指名報酬委員会での検討及び監査等委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

#### ① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、5月初旬より新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類」へ移行したことに伴い、法律に基づく外出自粛の要請等はなくなり、大きな節目を迎えました。社会経済活動は正常化に向けて回復基調で進み、景気の持ち直しが期待されるも、一方では世界的なエネルギー価格・原材料価格の上昇、各国の金融政策の方針転換等による金融資本市場の変動に伴う物価上昇や先行きのインフレ懸念、地政学リスクの増大等、中長期的な消費マインドへ影響を与える動きもみられ、依然として不確実性の高い状況が続きました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、社会経済活動の正常化に伴う国内外からの人流の増加により、集客に対しての投資が停滞していた流通・小売業などの商業領域の多くの顧客は一時期の停滞状況から持ち直しつつございますが、インフレ懸念や資材価格等の上昇による採算面での厳しさが増すなど、予断を許さない状況で推移してまいりました。

このような状況の中、当社グループは、2022年からスタートした中期経営計画“Make a New Wave!”のもと、環境をおもいやるデザインや資材、工法などを積極的に提案することによる新たな付加価値の創造、環境への負荷を低減するエシカルデザインの提唱により、オフィス、教育、ウェルビーイングなどの新たな市場の開拓に取り組んでまいりました。海外事業においては、“SEMBA One Asia”をテーマにアジア圏での海外基盤を整え、各海外グループ会社のリソース（人・設備・パートナー・資金・情報等）の共有を図り、事業拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の営業概況は、国内では、地方都市部における大型複合施設の新・改装、サステナブルな店づくりにチャレンジした物販店舗、中期経営計画の戦略の一つである新たな市場の開拓による都市部に新設された大型オフィス、スポーツ関連施設等の案件獲得により、売上高は20,393百万円（前期比5.3%増）となりました。また海外では、台湾の長期にわたる大型開発案件の進捗もあり、売上高は4,492百万円（前期比30.2%増）となりました。グループ全体としましては、売上高は24,886百万円（前期比9.1%増）となりました。

また、利益面では、売上高の増加による利幅の拡大とともに、継続した工事原価の低減及びデジタル・トランスフォーメーション推進による働き方の変革や業務の効率化・改善で利益率が向上した結果、営業利益は1,287百万円（前期比65.9%増）、経常利益は1,363百万円（前期比85.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,033百万円（前期比129.0%増）となりました。

なお、当社グループは商環境創造事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## ② 設備の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は122,125千円であります。  
主なものは、当社における業務効率化のためのDX投資45,566千円であります。  
なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特筆すべき事項はありません。

## 2. 財産及び損益の状況の推移

### 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第60期	第61期	第62期	第63期
		(2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	(2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	(2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
売上高	(千円)	21,707,313	19,270,578	22,810,459	24,886,632
経常利益	(千円)	408,432	471,894	736,915	1,363,417
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	357,259	296,718	451,536	1,033,932
1株当たり当期純利益	(円)	35.25	29.05	44.00	99.97
総資産	(千円)	15,343,430	16,805,568	17,348,934	19,574,887
純資産	(千円)	10,530,222	10,860,904	11,225,688	12,246,537

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第62期の期首から適用しており、第62期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



### 3. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の経済対策の効果による物価上昇圧力の緩和など日本経済は回復基調に戻ることが期待される一方で、米国や中国での金融環境の急激な悪化や中東情勢・ウクライナ情勢の緊迫化等の影響も懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くことも予想されます。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、国内外への人流の増加により、商業領域のみならずオフィスやインフラ施設、余暇施設などのあらゆる空間づくりにおける投資計画が活発化することが予想されます。また、引き続きサステナビリティやSDGsを意識し、次の世代に向けた持続可能な社会づくりへの関心を持つ顧客も増えてきており、投資計画においても影響を及ぼすことが想定されます。

このような状況のもと、当社グループでは、2022年12月期から3か年の中期経営計画は、“Make a New Wave!”をスローガンに「エシカルとデジタルの実装」「新たな市場の開拓」「SEMBA One Asia」「変化を支えるダイバーシティ戦略」の4つを重点施策とし、業界での新しい波となるべく当社の社会における新しい役割を探求しております。

引き続き、環境をおもいやるデザインや資材、工法などを積極的に提案するエシカルデザインにより新たな付加価値を創造し新たな市場の開拓を進めてまいります。また、2024年1月からBIM CONNECT本部を新設し、BIMデータの全社一元管理による生産性の向上と新たなビジネスの創出に向けて、BIMを基盤にしたデジタルプラットフォーム構築に取り組んでまいります。

次期の業績としましては、売上高は28,000百万円（前期比112.5%）、営業利益は1,400百万円（前期比108.7%）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 4. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

- (注) 1. 株式会社リヤ興産は当社の議決権の42.21%を有していますが、2023年12月31日時点において、当社代表取締役社長であった栗山浩一氏（2019年1月1日付けで代表権を有しない取締役会長に就任）の資産管理を目的とする会社であることから、当社の親会社には該当いたしません。
2. 栗山浩一氏は、当社の親会社等であります。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社装備	96,000千円	100.00%	店舗什器の製作販売及び内装施工・監理
台湾船場室内裝修股份有限公司	20,000,000NT\$	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
香港船場有限公司	3,000,000HK\$	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
SEMBA VIETNAM CO., LTD.	15,340,500,000VND	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
上海船場建築裝飾有限公司	12,785,347.65元	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
SEMBA SINGAPORE PTE. LTD.	700,000S\$	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工

(注) 香港船場有限公司は、2022年10月28日の取締役会において、2022年12月31日をもって解散及び清算することを決議し、現在清算手続き中であります。

## 5. 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

- ① 商業施設、オフィス・事業用施設、教育・文化施設、医療・福祉関連施設等の企画、設計、監理及び施工
- ② 都市開発・地域開発に関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング業務
- ③ 内装材の企画、開発、仕入及び販売
- ④ 内装に関する設備・製品・部品の企画、開発、仕入及び販売
- ⑤ 建築一式工事、内装仕上工事及びその他施設に係る工事の請負、設計、監理及び施工
- ⑥ 産業財産権の取得、売買、賃貸借及び管理運営
- ⑦ デジタルコンテンツの企画、開発、制作及び配信並びに関連ソフトウェアの製造、販売、リース及び運営

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 6. 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

名称	所在地
本 社	東京都港区芝浦一丁目2番3号
中部支店	愛知県名古屋市
関西支店	大阪府大阪市
九州支店	福岡県福岡市
株式会社装備	東京都港区
台湾船場室内裝修股份有限公司	台湾 台北市
香港船場有限公司	中国 香港
SEMBA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン市
上海船場建築裝飾有限公司	中国 上海市
SEMBA SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール

(注) 香港船場有限公司は、2022年10月28日の取締役会において、2022年12月31日をもって解散及び清算することを決議し、現在清算手続き中であります。

## 7. 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
509 名	22 名 (減)

- (注) 1. 当社グループから当社グループ外への出向者はなく、また、当社グループ外から当社グループへの出向者の受け入れもありません。  
 2. 従業員数には契約社員28名を含みます。  
 3. 従業員数には臨時従業員は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
367 名	17 名 (減)	42.3 才	18.2 年

- (注) 1. 従業員数には当社から社外への出向者17名を含まず、社外から当社への出向者1名を含んでおります。  
 2. 従業員数には契約社員23名を含みます。  
 3. 従業員数には臨時従業員は含んでおりません。

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 2 株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

### 1. 発行可能株式総数・発行済株式総数及び株主数

① 発行可能株式総数	38,400,000株
② 発行済株式総数	10,458,347株
③ 株主数	2,883名

### 2. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社リヤ興産	4,385,000株	42.19%
栗山浩一	836,183	8.04
船場従業員持株会	592,892	5.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	514,300	4.94
栗山茂	311,183	2.99
栗山嘉子	290,000	2.79
永井詳二	222,200	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	199,300	1.91
廣澤敦子	180,000	1.73
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIE NT MONEY AND ASSETS AC	155,200	1.49

(注) 持株比率は自己株式(65,661株)を控除して算出しております。

### 3. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	40,238株	4名

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	八嶋大輔	
取締役会長	栗山浩一	
取締役	栗山茂	デザイン担当 兼 ノンスケール(株) 取締役会長
取締役	秋山弘明	執行役員 経営企画・財務経理・PR担当
取締役 (常勤監査等委員)	甲斐太	
取締役 (監査等委員)	松尾美香	アサヒグループホールディングス(株) 顧問 (株)CAC Holdings 社外取締役
取締役 (監査等委員)	清水一身	Ci FLAVORS(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役甲斐太、松尾美香及び清水一身の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)清水一身氏は、2023年3月24日開催の第62回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役(監査等委員)清水一身氏は、2023年3月30日開催のCi FLAVORS(株)の臨時株主総会において、同社の社外取締役に選任され、2023年4月1日に就任いたしました。
4. 取締役(常勤監査等委員)甲斐太氏は、長年にわたる財務経理・監査業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、甲斐太氏、松尾美香氏及び清水一身氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
委員長 甲斐太、委員 松尾美香、委員 清水一身  
監査等委員会は、社内からの円滑な情報収集のため、常勤の監査等委員を選定しております。
7. 長田有喜氏は、2023年3月24日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役(監査等委員)を退任いたしました。

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

8. 当社は執行役員制度を導入しており、2024年1月1日現在の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
上席執行役員	神戸 暁	EAST事業本部長	執行役員	多喜井 豊	BIM CONNECT本部長
上席執行役員	高橋 和也	WEST事業本部長	執行役員	小野田 豊明	EAST事業本部副本部長
執行役員	堀田 卓則	海外担当	執行役員	横山 大輔	WEST事業本部副本部長 兼関西支店長
執行役員	竹内 光昭	PRODUCTION本部長	執行役員	高木 典弘	WEST事業本部副本部長 兼九州支店長

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約に関する規定を定款に設けており、本規定に基づき、社外取締役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役を免責するものとする。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求がなされた場合に、それによって役員が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。このほか、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としております。当該保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員のほか、当社子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料は特約部分を含め全額当社が負担しております。

## 4. 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、取締役会の任意の諮問機関として設置した指名報酬委員会の審議を経て、2021年2月12日開催の取締役会にて決議し、2022年2月14日開催の取締役会決議により一部改定をしております。

#### イ. 決定方針の内容の概要

##### 1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主との価値共有を促進するという観点から株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、経営環境や従業員給与との均衡を考慮のうえ、各取締役の職位や経営能力、功績などを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、監査等委員である取締役を除く取締役（以下単に「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬である固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等又は非金銭報酬である変動報酬及び株式報酬により構成します。ただし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。

##### 2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、金銭報酬である月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して、役位に応じて決定します。

##### 3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

金銭報酬である業績連動報酬等として変動報酬を支給します。変動報酬は、事業年度毎の業績指標（KPI）の目標値（事業年度の途中で修正があった場合には、当該事業年度初期設定の目標値）に対する達成度合いに応じて算出された額とし、当該事業年度の次年度において、12分割して毎月支給します。また、取締役就任の初年度においては、役位別に定められた基準額を、同様に12分割して毎月支給します。目標となる業績指標は以下のとおりですが、当該業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう各事業年度の計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会及び監査等委員会の審議を踏まえた見直しを行うものとします。

業績指標（KPI）： 連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の対目標達成度と対前年比

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、譲渡制限の解除のための業績条件を付さない勤務継続型譲渡制限株式と、連結営業利益と連動した業績条件を付した業績連動報酬等である業績条件型譲渡制限株式により

## 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

構成されます。いずれの譲渡制限株式も、役位に応じて一律に算出される株式数を交付します。株式の交付時期については、いずれの譲渡制限株式についても事業年度毎とし、当該交付時期における株主総会決議に基づく取締役就任後、遅滞なく交付します。

#### 4) 基本報酬（固定報酬）の額、業績連動報酬等（変動報酬・業績条件型譲渡制限株式）の額又は非金銭報酬等（株式報酬）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、まず指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名報酬委員会の検討内容及び監査等委員会の審議内容を尊重し、当該検討及び審議で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

#### 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、役員報酬規程等の基準に従い、指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により決定します。また、株式報酬についても株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により取締役の個人別の割当株式数を決議します。

### ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定時点における決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬限度額は、2015年3月25日開催の第54回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年3月27日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）譲渡制限付株式報酬として、年額99百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年3月25日開催の第54回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。



# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## ③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	125,049	52,880	53,125	19,044	4
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	24,900 (24,900)	24,900 (24,900)	—	—	4 (4)

- (注) 1. 上記には、2023年3月24日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の内容やその算定方法については、事業報告の「[4](#) 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。なお、当該箇所に記載されている業績目標を選定した理由は、当社グループ全体の主要な経営数値に加え、単年度の業績にとどまらない中期経営計画の着実な進捗を総合的に評価し、中長期的に企業価値を向上させるためであります。業績連動報酬等に係る当該業績指標の実績は、前々連結会計年度の連結売上高19,270百万円、連結営業利益463百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益296百万円並びに前連結会計年度の連結売上高22,810百万円、連結営業利益776百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益451百万円であります。
3. 非金銭報酬等として取締役に對して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は事業報告の「[4](#) 会社役員に関する事項」に記載のとおりであり、その交付状況は事業報告の「[2](#) 株式に関する事項」に記載のとおりです。

## 5. 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の兼職状況

当社の社外取締役である松尾美香氏は、アサヒグループホールディングス株式会社の顧問及び株式会社CAC Holdingsの社外取締役に兼任しております。なお、同社と当社の間には特別な関係はありません。

当社の社外取締役である清水一身氏は、Ci FLAVORS株式会社の社外取締役に兼任しております。なお、同社と当社の間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における社外役員の主な活動状況は以下のとおりです。

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	甲斐 太	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会16回及び指名報酬委員会4回の全てに出席し、グローバルビジネス、財務経理及び内部統制に関する幅広い経験的見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。
社外取締役	松尾美香	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会16回及び指名報酬委員会4回の全てに出席し、グローバルな視点から人財開発をはじめとした人事領域に関する専門的見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。
	清水一身	社外取締役に就任した後に開催された取締役会11回、監査等委員会10回及び指名報酬委員会3回の全てに出席し、コーポレートガバナンスの充実・強化や財務会計分野に関する専門的見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称

仰星監査法人

### ② 報酬等の総額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性を確認したうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月1日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議いたしました。なお、組織変更等を踏まえ、適宜改定を行っております。

### ① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」という。）に共通の企業理念、行動指針及び船場グループ行動規範を定め、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- 当社グループの取締役等が法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるように内部統制システムを構築・運用しております。
- 倫理・法令等違反に関する通報体制として、当社グループの使用人等が直接通報・相談する内部通報制度を整備し、法令及び定款に違反する行為がある場合には、コンプライアンス委員会及び取締役会において審議し、適切な措置を講じております。
- 業務執行部門から独立した当社の内部監査室が、当社グループに対して定期的に監査を行い、当社の代表取締役、監査等委員会及び取締役会にその結果を報告しております。
- 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

### ② 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 当社グループ会社に適用する「グループ会社管理規程」を定め、当社の経営企画本部をガバナンス責任者として、当社グループ会社の業務及び経営に関する指導・管理・支援を行っております。
- 当社の内部監査室は、業務の適正を確保するために、当社グループの内部統制の有効性及び効率性を調査し、その結果を当社の代表取締役、監査等委員会及び取締役会に報告しております。
- 当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、当社の代表取締役を責任者として、全社的な統制及び各業務プロセスの統制を整備し、その運用を行っております。

### ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき「保管文書取扱規程」に従い、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理しております。

## 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

### 4 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社グループに適用する「リスク管理規程」に基づき、当社取締役会において、経営上の重要なリスクについて把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長を統括責任者とする危機管理体制を整えております。
- 地震等の自然災害や重篤な疫病・感染症等の蔓延など、外的要因に起因する災害の発生時に備えて「災害対策マニュアル」を設け、具体的な対応を定めております。

### 5 当社グループの取締役、執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しております。
- 当社では、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を行うために執行役員制度を導入し、取締役会が決定した方針と「権限規程」に基づいて、各執行役員が業務執行を行っております。また、その業務執行の適切性を確保するために、原則月1回、執行役員会を開催して進捗管理を行うとともに、重要事項については定期的に取締役会に報告しております。
- 当社グループ会社は、「グループ会社管理規程」に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築しております。

### 6 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 当社グループ会社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要事項について、当社取締役会へ定期的に報告を行っております。

### 7 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- 監査等委員会の決定に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（事務局）として、内部監査室が担当しております。

### 8 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- 前号の事務局による補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

### 9 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査等委員会事務局は、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

## 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

### 10 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

■ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人（以下「監査等委員以外の者」という。）が、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

### 11 当社グループ会社の取締役、監査役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

■ 当社グループ会社についても前号と同様に、取締役、監査役等及び使用人（以下「取締役等」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が、法令等の違反行為等、当社又は当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社グループ会社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

### 12 前2号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

■ 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等に対し、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等に周知しております。

### 13 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理に係る方針に関する事項

■ 監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払又は償還等を当社に請求したときは、その請求内容が監査等委員会の職務の執行に不要であると認められた場合を除き、速やかに処理しております。

### 14 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ 当社の監査等委員会に選定された監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規則」に定め、周知しております。

■ 監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図っております。

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- 取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び船場グループ行動規範に従って、コンプライアンスやリスク管理に対応し、自ら率先して行動しております。
- 監査等委員は、取締役会や執行役員会などの重要な会議への出席を通じて、また、会計監査人や内部監査室との積極的な情報交換会を通じて、積極的に発言をする機会を設け、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。
- 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。
- 子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

## 8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営目標の一つとして位置づけており、財務体質や将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら、毎期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

上記の基本方針を踏まえて、今後の経営環境や財務の健全性の維持及び企業価値の持続的な向上等を総合的に勘案した結果、第63期事業年度の剰余金の配当については、2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり年間配当金50円といたしました。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,703,346</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,148,735</b>
現金及び預金	9,315,340	支払手形及び買掛金	3,364,450
受取手形、売掛金及び 契約資産	5,676,337	電子記録債務	1,750,140
電子記録債権	1,445,840	未払金及び未払費用	302,711
棚卸資産	653,531	未払法人税等	356,755
その他	614,528	未払消費税等	72,793
貸倒引当金	△2,232	契約負債	858,129
<b>固定資産</b>	<b>1,871,541</b>	賞与引当金	329,255
<b>有形固定資産</b>	<b>557,134</b>	完成工事補償引当金	16,310
建物及び構築物	228,211	工事損失引当金	3,781
機械装置及び運搬具	14,646	その他	94,407
工具、器具及び備品	76,469	<b>固定負債</b>	<b>179,615</b>
土地	237,806	長期未払金	142,247
<b>無形固定資産</b>	<b>207,880</b>	その他	37,367
ソフトウェア	190,647	<b>負債合計</b>	<b>7,328,350</b>
その他	17,232	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,106,526</b>	<b>株主資本</b>	<b>11,659,658</b>
投資有価証券	392,705	資本金	363,515
差入保証金	254,700	資本剰余金	1,329,499
退職給付に係る資産	175,157	利益剰余金	9,966,680
繰延税金資産	94,619	自己株式	△36
その他	218,536	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>586,878</b>
貸倒引当金	△29,193	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>92,532</b>
<b>資産合計</b>	<b>19,574,887</b>	<b>為替換算調整勘定</b>	<b>264,213</b>
		<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>230,132</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>12,246,537</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>19,574,887</b>

# 連結計算書類

## 連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		24,886,632
売上原価		20,378,637
売上総利益		4,507,994
販売費及び一般管理費		3,220,237
営業利益		1,287,756
営業外収益		
受取利息	7,336	
受取配当金	3,683	
為替差益	60,382	
受取手数料	2,472	
受取地代家賃	5,737	
業務受託料	2,481	
その他	9,834	91,929
営業外費用		
支払手数料	4,991	
地代家賃	1,767	
株式報酬費用消滅損	3,976	
障害者雇用納付金	2,400	
その他	3,133	16,268
経常利益		1,363,417
特別利益		
固定資産売却益	138,636	
投資有価証券売却益	165	
受取和解金	37,000	175,801
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	10,272	
固定資産除却損	756	
投資有価証券売却損	4,592	
関係会社清算損	15,920	31,542
税金等調整前当期純利益		1,507,676
法人税、住民税及び事業税	473,357	
法人税等調整額	386	473,743
当期純利益		1,033,932
親会社株主に帰属する当期純利益		1,033,932



# 連結計算書類

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日残高	327,041	1,293,026	9,271,979	△36	10,892,010
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	36,473	36,473			72,947
剰余金の配当			△339,231		△339,231
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,033,932		1,033,932
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	36,473	36,473	694,700	—	767,648
2023年12月31日残高	363,515	1,329,499	9,966,680	△36	11,659,658

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2023年1月1日残高	70,367	152,648	110,662	333,678	11,225,688
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					72,947
剰余金の配当					△339,231
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,033,932
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	22,165	111,565	119,469	253,200	253,200
連結会計年度中の変動額合計	22,165	111,565	119,469	253,200	1,020,848
2023年12月31日残高	92,532	264,213	230,132	586,878	12,246,537

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,316,703</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,808,273</b>
現金及び預金	5,970,541	支払手形	1,273,360
受取手形	441,713	電子記録債務	1,750,140
電子記録債権	1,438,240	買掛金	1,618,693
売掛金及び契約資産	4,570,912	未払金	185,098
仕掛品	484,493	未払法人税等	248,972
関係会社短期貸付金	567,280	未払消費税等	28,943
前払費用	132,936	未払費用	39,148
その他	93,959	契約負債	346,690
貸倒引当金	△383,372	賞与引当金	255,908
<b>固定資産</b>	<b>2,313,722</b>	完成工事補償引当金	13,670
<b>有形固定資産</b>	<b>238,044</b>	工事損失引当金	3,781
建物	117,248	その他	43,866
構築物	26	<b>固定負債</b>	<b>280,382</b>
工具、器具及び備品	58,352	長期未払金	142,247
土地	62,415	退職給付引当金	138,134
<b>無形固定資産</b>	<b>204,226</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,088,656</b>
ソフトウェア	187,070	<b>(純資産の部)</b>	
その他	17,156	<b>株主資本</b>	<b>9,449,237</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,871,451</b>	資本金	363,515
投資有価証券	329,984	資本剰余金	1,329,499
関係会社株式	850,120	資本準備金	267,515
関係会社出資金	170,500	その他資本剰余金	1,061,984
差入保証金	203,176	<b>利益剰余金</b>	<b>7,756,259</b>
繰延税金資産	163,774	利益準備金	24,000
貸倒引当金	△29,193	その他利益剰余金	7,732,259
その他	183,089	別途積立金	2,000,000
<b>資産合計</b>	<b>15,630,426</b>	繰越利益剰余金	5,732,259
		<b>自己株式</b>	<b>△36</b>
		評価・換算差額等	92,532
		その他有価証券評価差額金	92,532
		<b>純資産合計</b>	<b>9,541,770</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>15,630,426</b>

# 計算書類

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		19,832,413
売上原価		16,155,372
売上総利益		3,677,041
販売費及び一般管理費		2,769,905
営業利益		907,135
営業外収益		
受取利息	9,856	
受取配当金	3,683	
為替差益	69,623	
受取手数料	7,837	
受取地代家賃	12,958	
その他	7,580	111,539
営業外費用		
支払手数料	4,991	
地代家賃	1,827	
株式報酬費用消滅損	3,976	
障害者雇用納付金	2,400	
その他	1,950	15,146
経常利益		1,003,528
特別利益		
固定資産売却益	880	
投資有価証券売却益	165	
受取和解金	37,000	38,045
特別損失		
固定資産除却損	548	
関係会社貸倒引当金繰入額	105,518	106,067
税引前当期純利益		935,507
法人税、住民税及び事業税	312,832	
法人税等調整額	19,185	332,017
当期純利益		603,490

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計	利益剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
2023年1月1日残高	327,041	231,041	1,061,984	1,293,026	24,000	2,000,000	5,468,000	7,492,000	△36	9,112,031
事業年度中の変動額										
新株の発行	36,473	36,473		36,473						72,947
剰余金の配当							△339,231	△339,231		△339,231
当期純利益							603,490	603,490		603,490
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										-
事業年度中の変動額合計	36,473	36,473	-	36,473	-	-	264,258	264,258	-	337,206
2023年12月31日残高	363,515	267,515	1,061,984	1,329,499	24,000	2,000,000	5,732,259	7,756,259	△36	9,449,237

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2023年1月1日残高	74,595	74,595	9,186,626
事業年度中の変動額			
新株の発行			72,947
剰余金の配当			△339,231
当期純利益			603,490
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	17,937	17,937	17,937
事業年度中の変動額合計	17,937	17,937	355,143
2023年12月31日残高	92,532	92,532	9,541,770

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社 船場  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社船場の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船場及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社 船場  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社船場の2023年1月1日から2023年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

# 監査報告

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査報告

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制の体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関する報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規則に準拠するとともに、当期の基本方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じ、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

株式会社 船場 監査等委員会

常勤監査等委員 甲斐 太 ㊟

監査等委員 松尾 美香 ㊟

監査等委員 清水 一身 ㊟

(注) 常勤監査等委員 甲斐 太 並びに 監査等委員 松尾美香 及び 清水一身は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 定時株主総会 会場ご案内図



東京都港区芝浦一丁目2番3号

シーバンスS館1階 大ホール TEL:03-6865-1008 (代)



シーバンス  
S館1階  
大ホール

交通の  
ご案内

- JR山手線 ○ JR京浜東北線 ○ 東京モノレール : 浜松町駅 **南口** — 徒歩 約 **8** 分 → **会場**
- 都営大江戸線 ○ 都営浅草線 : 大門駅 **B2出口** ..... 徒歩 約 **10** 分 ..... → **会場**
- 新交通ゆりかもめ : 日の出駅 **西出口** ..... 徒歩 約 **5** 分 ..... → **会場**

駐車場のご用意はしておりません。電車等の公共交通機関をご利用ください。

株式会社 船場

<https://www.semba1008.co.jp>



森林に配慮して適切に管理された森林認証紙を採用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

電子提供措置の開始日 2024年3月1日

第63回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

連結計算書類の連結注記表  
計算書類の個別注記表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

株式会社船場

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

(株)装備

香港船場有限公司

台湾船場室内裝修股份有限公司

SEMBA SINGAPORE PTE. LTD.

上海船場建築裝飾有限公司

SEMBA VIETNAM CO., LTD.

##### (2) 非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

ノンスケール(株)

SEMBA MALAYSIA DESIGN & CONSTRUCTION SDN. BHD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当する非連結子会社及び関連会社はありません。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

ノンスケール(株)

SEMBA MALAYSIA DESIGN & CONSTRUCTION SDN. BHD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SEMBA VIETNAM CO., LTD.の決算日は、9月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法にて算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

主に個別原価法によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～65年

機械装置及び運搬具 2～11年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金 完成工事に係る契約不適合責任の費用に備えるため、補償費の支出見込額を実績割合により計上しております。
- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する棚卸資産を相殺表示しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
  - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。

ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

**(会計方針の変更に関する注記)**

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### (会計上の見積りに関する注記)

一定期間にわたり充足される履行義務について認識した収益の見積り

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,934,229千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり充足される履行義務の収益認識にあたり、既に発生した原価の見積り工事原価総額に占める割合により算定された進捗率に基づき完成工事高の計上を行っております。なお、工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事の進捗度について、個別の工事契約ごとに、決算日において入手可能な全ての情報に基づき最善の見積りを行っております。

工事収益総額は顧客との契約により合意した金額に基づいておりますが、一部の値増金については、決算時点で未契約となることがあります。工事原価総額は、工事の作業内容の詳細に基づいて、契約時の外注費、材料費及び人件費見積り等を基礎とし、工事の過程において生じた変動を反映しております。そのため、見積りの前提条件に変更があった場合に、翌連結会計年度の進捗率の計算と完成工事高に重要な影響を与える可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,218,928千円
2. 顧客との契約から生じた受取手形、売掛金及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。	
受取手形	463,757千円
売掛金	3,683,506千円
契約資産	1,529,074千円

### (連結損益計算書に関する注記)

売上高については顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。なお、顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表の「収益認識に関する注記 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。



(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 10,458,347株

2. 当連結会計年度末の自己株式の数  
65,661株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月14日 取締役会	普通株式	339,231	33	2022年 12月31日	2023年 3月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
2024年2月14日開催の取締役会の議案として決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	519,634千円
1株当たり配当額	50円
配当の原資	利益剰余金
基準日	2023年12月31日
効力発生日	2024年3月6日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 319,300株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は安全性が高い金融資産に限定して行い、資金調達は銀行からの借入によっております。また、デリバティブ取引は、外貨建取引の為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、主管事業本部が、取引先信用状態及び与信限度の運用状況を把握するとともに、信用状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引企業)財務状況を把握し、市況や取引企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	291,984	291,984	—

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	100,721

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	291,984	—	—	291,984

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
専門店	8,056,203
大型店・複合商業施設	11,410,194
オフィス・余暇施設等（注力分野）	5,420,234
顧客との契約から生じる収益	24,886,632
その他の収益	—
外部顧客への売上高	24,886,632

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類作成のための重要な事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,561,300
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,593,103
契約資産（期首残高）	372,431
契約資産（期末残高）	1,529,074
契約負債（期首残高）	936,531
契約負債（期末残高）	858,129

契約資産は、顧客との工事契約について期末時点における充足した履行義務に基づき認識した収益のうち未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、個々の支払条件に従い、受領しております。

契約負債は、顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、933,231千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1 株当たり純資産額	1,178円38銭
1 株当たり当期純利益	99円97銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び 移動平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法にて算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～40年

構築物 10～15年

工具、器具及び備品 2～20年

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 貸倒引当金     | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。   |
| (2) 賞与引当金     | 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。   |
| (3) 完成工事補償引当金 | 完成工事に係る契約不適合責任の費用に備えるため、補償費の支出見込額を実績割合により計上しております。  |
| (4) 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。<br>なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| (5) 工事損失引当金   | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する棚卸資産を相殺表示しております。        |

### 4. 収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。

ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### (会計上の見積りに関する注記)

一定期間にわたり充足される履行義務について認識した収益の見積り

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,727,926千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                 | 333,975千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び債務 (区分表示したものを除く) |           |
| 短期金銭債権                            | 13,704千円  |
| 短期金銭債務                            | 179,495千円 |
| 長期金銭債権                            | 141,820千円 |

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額 (区分表示したものを除く)

売上原価	2,634,116千円
その他の営業取引高	4,787千円
営業取引以外の取引高	31,193千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	65,661株
--------------------	---------



**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	42,296千円
賞与引当金	78,359 //
貸倒引当金	126,327 //
長期未払金	43,556 //
減損損失	5,376 //
その他	77,843 //
繰延税金資産小計	<u>373,760千円</u>
評価性引当額	<u>△168,675 //</u>
繰延税金資産合計	<u>205,084千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>41,310千円</u>
繰延税金負債合計	<u>41,310 //</u>
繰延税金資産純額	<u>163,774千円</u>

**(関連当事者との取引に関する注記)**

## 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)装備	100%	設計・施工等の委託/ 役員の兼任	内装・什器 工事等	2,634,116千円	買掛金	165,224千円
子会社	SEMBA VIETNAM CO., LTD.	100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	567,280千円	関係会社 短期貸付金	567,280千円
				資金の回収	402,420千円		
				受取利息	7,693千円	流動資産の 「その他」	5,361千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実態を勘案して、交渉のうえ、決定しております。  
2. SEMBA VIETNAM CO., LTD.への貸付金に対し、383,372千円の貸倒引当金を計上しております。

**(収益認識に関する注記)**

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額	918円12銭
1株当たり当期純利益	58円35銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。